

5

テロ特措法



2008年12月11日 168回・参議院・外交防衛委員会

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案 一

政府参考人

- ・ 町村信孝 内閣官房長官
- ・ 石破茂 防衛大臣
- ・ 高村正彦 外務大臣
- ・ 木村仁 外務副大臣
- ・ 江渡聡徳 防衛副大臣
- ・ 秋元司 防衛大臣政務官
- ・ 高見澤将林 防衛省運用企画局長

質疑内容

- ・ 旧テロ対策特措法に基づき派遣されたイージス艦の航海日程の詳細
- ・ パーレーンに派遣されている連絡官の法的地位
- ・ 旧テロ特措法に係る小泉首相の「憲法前文と9条との隙間」発言に対する石破防衛大臣の見解
- ・ 「戦闘地域」、「非戦闘地域」の判断の主体

風間直樹君 先週に続きまして質疑をさせていただきます。

最初に防衛省の方にお尋ねをしたんですが、今回、旧法の下でインド洋に海上自衛隊の補給艦を送る際に、護衛艦を同時に派遣しております。これはイージス艦であります。このイージス艦を派遣した時期、そして艦名、さらにはどの港から出港しているのか、この点確認をさせていただきたいと思っております。

国務大臣（石破茂君） お答えを申し上げます。

常にイージスを出してあるわけではございませんが、旧法に基づきます協力支援活動を行う部隊の派遣につきましては、現地の情勢、協力支援活

動の実績などを勘案しつつ、我が国の問題としてどのように寄与するかという観点から主体的に判断をしてきたものでございます。

そういうような関係でイージスを出しておりますが、これは「ちよつかい」、「きりしま」、「こんごう」、「みょうごう」、「こんごう」、「きりしま」というふうに出させていただいております。

日時につきまして、それぞれ詳細にお答えいたしますか。

風間直樹君 最初のだけで結構です。

国務大臣（石破茂君） 一番最初に出しましたのは、護衛艦「ちよつかい」でございます。ごめんなさい、「きりしま」でございます。平成十四年十二月十六日に出港し、平成十五年五月二十日に帰港をいたしております。横須賀が定係港でございます。

風間直樹君 私、この給油問題ずっと調べてくる中でどうも腑に落ちないことがございまして、この補給艦の活動をやめて帰ってくるということ自体が日米同盟を考慮する上でそんなに大きなダメージになるのか、このことがどうしても腑に落ちませんでした。私が考える中ではこれは十分、同盟を毀損というものではなくて、ダメージコントロールの範囲内で済むものではないかと、こういう認識を私自身は持ちました。しかし、イージス艦が同時に派遣をされているということを併せて考えますと、全くこの補給活動の意味が違ってくると思っております。

外務省にお尋ねをしますが、今現在、インド洋ないしペルシャ湾で行われているOEF M-Oのオペレーション、それからイラク戦争にかかわるオペレーション、このアフガニスタン、イラクのオペレーション全体の中で当然米軍も自国のイージス艦を海上に派遣をしていると思っておりますが、その数は分かりますでしょうか。

副大臣（木村仁君） 米国がインド洋における海上阻止活動に何隻現在イージス艦を派遣しているかは承知しておりませんが、これまでに使った

イージス艦の総数は四十四隻であると、六年間で四十四隻であると承知いたしました。

風間直樹君 それでは、これは防衛省にお尋ねするべきかと思えます。大臣でございますか。じゃ、大臣。

国務大臣（高村正彦君） 今、木村副大臣が述べたことをちょっと補足いたしますが、四十四隻というのは、海自補給艦が旧テロ対策特措法の下での約六年間の活動の中で補給を行ったことのあるイージス艦は四十四隻と、こういう趣旨でありますので、私から申し上げておきます。

風間直樹君 分かりました。

日本から行っているイージス艦であります。これがどこでどのような活動をしているかということは、これまでの国会審議の中では、あくまで補給艦の護衛に当たっているという範囲内しかお答えがないと、このように承知をしているわけでありまして。しかし、専門家の話を伺いますと、補給艦の護衛のみであれば通常の護衛艦で十分その任務を果たせる。イージス艦を派遣する大きな理由というのは、ディエゴガルシアの米軍の基地、この基地を、周辺の様々な情報のチェック、そして監視、こういった任務に日本のイージス艦、護衛艦が就いているからではないかという話が多々ございます。

この辺の点について防衛省に、実際イージス艦がどういった任務に当たっているのかお尋ねします。

国務大臣（石破茂君） なぜイージスに特化してそういうような御質問が出るのか、よく私には分かりません。

イージスを出しますときの議論がございました。これは委員会です。例えば、データリンクを持っているから集団的自衛権だというお話もございましたが、イージス以外の護衛艦も当然データリンクは積んでおるものがございます。ですから、データリンクというお話にはならないだろうと。

そうすると、委員も御案内のとおり、イージスがほかの船に比べて優れておりますのは防空能力でございます。またあるいは、あときは居住性という議論もいたしました。居住性はさておきまして、防空能力ということと議論をいたしましたときに、やはり対空脅威というものもあり得るのではないかとということで、よりそういう能力の高いイージスを出した。同時に、居住性が高いということもございました。ディエゴガルシアというものを念頭に置いてイージスを出すという理由もございませぬし、必然性もございません。



風間直樹君 今の防衛大臣の御説明ですと、そのまま御説明を受ければ、このディエゴガルシア基地周辺の監視に当たるといって、こういう任務でイージス艦を出しているということではないと、このように受け止められるわけですが、それではかつて日本から出したイージス艦、その乗組員、艦員がディエゴガルシアに上陸した例はございますでしょうか。あるいはまた、このディエゴガルシア島に自衛隊の連絡官はいますでしょうか。

政府参考人（高見澤将林君） お答えいたします。

先ほど、イージス艦の派遣の理由の中で、平成十四年十二月当時のこととございますので、むしろアフガンの関係から随分時間がたった時期に初めて派遣をされていると。つまり、今大臣からも御答弁申し上げましたように、十四年の十二月にそういった議論が行われているということと。

ございます。

それで、当時、派遣の理由として艦艇の交代時期を迎えるということとございまして、指揮に当たる艦艇、当時はDDH、ヘリコプター搭載護衛艦を出しておりましたけれども、その派遣ローテーションが非常に厳しくなっていたというような事情がございます。そういったことが一つさらには要素としてあったということとを申し上げさせていただきたいと思っております。

それからディエゴガルシアの関係でございますけれども、ここにその連絡員が派遣をされているというようなことはございません。

風間直樹君 今防衛省からあった御説明では私は納得することができないんです。

今回この新法、そしてそれに先立つ旧法、この旧法を実質的に案を作る際にその指揮を執られたのは現在の谷内次官、そしてその下で条文の作成に事実上当たられたのは当時の大江博課長だということに私は認識をしております。

大江課長は、御承知かと思いますが、最近東大への出向を終えられまして、そして役所に戻られました。その際に東大での講義をまとめるという形で書籍を出版されております。その中に、これは恐らく極めて現在国会での審議、機微に触れるという理由だろうと思いますが、このアフガンに関する、あるいは給油に関する法案については余り紙幅が割かれておりません。ただ、その中に極めて重要な記載がございます。それはこのイージス艦の派遣に関する理由の部分に関する記載であります。

ちょっと読ませていただきますが、イージス艦の派遣は米軍にとって極めて実質的な意味を持つものであったと。その理由としましては、大江課長はこう書いているんですね。テロ特措法に基づく自衛隊による支援の中で、特にイージス艦の派遣について言及しておきたいと。イージス艦は半徑数百キロメートル以上の範囲を捜索することができる高性能レーダーとコンピュータシステムを持ち、さらにミサイルシステムによる高度の防衛能力を備えた護衛艦であると。当時それを保有していたのは日米のみ

であったと。その後スペインも保有するようになり、最近では韓国も保有を検討していると。こういふ記述があります。

スペインは既にこの活動からは撤退をしておりますので、現在、イラクあるいはアフガンに関するオペレーションにかかわる国の中でイージスを保有しそれを出しているのは日本とアメリカのみであります。その上で大江課長のこの記述に戻りますが、二〇〇二年末、ついに政府はイージス艦の派遣に踏み切った、これは米側にとっても実際に意味のある後方支援という観点から画期的なことであったと記されています。

この記述は今防衛省から御説明のあった趣旨とは随分開きがあるように思いますが、防衛相、いかがでございますでしょうか。

国務大臣(石破茂君) それは是非当時の議事録をらんをいただきましたと思っております。私が主に答弁をしたのではないかとこのように思います。多分、大江さんはその「外交と国益」という冊子で、私も読みました。その中にそういうような記述があったこともよく承知をいたしております。私はやや違和感を持ってその部分は読んだのです、正直申し上げて。

イージスは対空能力が非常に優れている、それはコンピュータがそういう性能を持っているということとフェーズドアラレーダーを持っていてということによるものですが、それから、その対空能力の優れたイージスを出すことによつて対空脅威から守ることはできるということ。そして、データリンクは持っております。これはイージスだけではございませぬ。ほかの船も持っております。イージスのレーダーで捕捉したもの、それをデータリンクを使って情報を共有する、それが集団的自衛権に当たるものではないということはそのときに答弁したものでございませぬけれども、そういう観点から安全性が高まるということは、それは事実としてございます。

そしてまた、今局長から答弁申し上げましたように、DDHのローテーションがきつかったということ。そして、DDHは蒸気タービンで動きますので、これ艦内の温度が非常に高いということがございました。三段

ベッドということもございました。そこで居住性に優れたイージスということ、いろんな面からイージスを出したものでございますが。

対米軍ということに限らず、その地域でミッシェンを行う船の安全性というものに結果的に寄与することになったという評価はそれはできるだろうと思えます。

風間直樹君 石破大臣は私の先輩でもいらつしゃいますし、大変その知識と能力には目ごろ敬服しているところでございます。ただ、残念ながら、私は防衛省という組織全体は、今現在様々な事件が起きておりますように、なかなかこれは国民の信頼、全幅の信頼を受けるところにはならないと、こつこつに思っています。給油量の取り違ひの問題もございました。航路日誌の破棄の問題もございました。

そこで重ねてお尋ねをいたしますが、これまで衆議院、参議院のそれぞれの委員会での法案の審議にかなりの時間を費やしてまいりました。しかし、その中で、この補給艦の活動についてはいろいろと実態が浮かび上がってきたのは事実だと思いますが、残念ながら、イージス艦がどこで何をしていたかという実態についてはほとんどそれが明らかになっていないと考えております。私はこの部分をしっかりと参議院の場で議論をすることによって、やはり二院制というものの実質的な意義というものをそこで示さなければいけないと考えるわけでございます。

そこで大臣にお願いを申し上げますが、このイージス艦の具体的な航海の日程を当委員会にあてて出していただきたい。そのことをもって、今大臣が御答弁いただいた内容が事実である、防衛省から出された答弁が事実であると、その証明をしていただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

国務大臣(石破茂君) これは省内に持ち帰って検討はさせていただきます。

つまり、何年何月何日などの位置にありましたということまですべてまびらかにすることはできないということとは申し上げておかねばなりません。

せん。ただ、基本的に、何でイージスに限らず護衛艦を随伴させるかと申しますと、これ委員御案内のとおり、補給しているときに一番船は弱いんです。つまり、ホースでつながっていますから回避活動が取れないということ。もう一つは、何せついでいるのが燃料ですから、一回火が出れば全部吹っ飛ぶということがございます。したがって、常に高い能力を持って洋上における監視というものをしなければ、この補給の安全性というものは担保されない、信頼性というものも担保されない。

私は、委員から問題提起をさせていただいてむしろ有り難いなと思っておりますのは、補給艦のミッシェンだけではなくて、随伴していた護衛艦がどのような任務を行ったか、それによってこのミッシェンがどれだけ信頼性の高いものになったかという議論はさせていただきたいと思っております。あわせて、委員からいろんな御疑問、問題点の御指摘があれば、可能な限りお答えをさせていただきたい、このように思うものでございます。

風間直樹君 先ほど白委員が質疑をされましたこの補給艦の航路日誌の問題、極めてゆゆしい問題であります。やはり大臣なりあるいは副大臣、政務官の皆さんがしっかりとしたシベリアンコントロールを徹底しなければいけないと、こつこつに認識で日々の政務に臨んでいらつしゃることは間違いなく、このように考えております。

しかし残念ながら、そのコントロールの下で指揮されるべき方々の中で、やはり国会で様々な議論が起きて自分たちの取った行動が問題になりそうなときに、その証拠の隠滅を図ってしまうという、こつこつおそれがあるということがこの質疑の中でこれまでの間明らかになったと、こつこつ思っております。

私は、今大臣からいただいた御答弁、それでよしとしたいところでございますが、しかし残念ながら、大臣の下にいらつしゃる防衛省という組織全体を現時点では全幅の信頼を寄せることはできません。

そこで、委員長にお諮りをさせていただきたいと思っておりますが、この問題、これまで衆議院の質疑ではほとんど真実が明らかになっておりません。

参議院当委員会での質疑も時間が限られてきております。

そこで、委員長の御判断の下、このイージス艦の派遣という行為、そしてその実態について、やはり防衛省が真実をこの委員会に明らかにしなければならぬという意思の御表明をお願いしたい。あわせて、今、私が大臣に要請をいたしましたこのイージス艦、派遣されたイージス艦すべての航海日誌の提出を委員長から防衛省に要求をお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

委員長(北澤俊美君) ただいまの風間直樹君の御要請につきましては、後刻理事会で協議をいたして防衛省との折衝に入りたいというふうに思っています。

風間直樹君 それでは、次の質問に移らせていただきます。

先週のこの委員会での質疑の中で、防衛省から御回答をいただく予定になっていたバーレーンの駐在連絡官の法的な地位につきまして、調査の結果の御回答をこの場でいただければ幸いです。

国務大臣(石破茂君) 法的な地位についてのお尋ねをいただきました。バーレーンに派遣されておりました海上自衛隊連絡官は、旧テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する連絡調整等を行っておったものでございます。これは、併せまして外交官としての身分を併せ持つておったということになります。

風間直樹君 分かりました。

つまり、このバーレーンでの調整に当たっていらっしゃる連絡官は自衛官、そして外交官、双方の身分を持つていらっしゃる、こういうことでよろしいでしょうか。

国務大臣(石破茂君) バーレーンにおきまして派遣されておりました

調整官、これはイメージからいえば、私どもの防衛駐在官というふうなイメージで御理解をいただければよろしいかと思えます。

バーレーン司令部に派遣されておりました連絡官は、外務事務官に兼任発令いたしました上で、在バーレーン大使館員兼防衛駐在官として発令をされたものというふうに承知をいたしております。

風間直樹君 ありがとうございます。

このバーレーン司令部に関しましては、今年の九月二十一日、小野寺外務副大臣が訪問されました。その視察訪問された結果をニューヨークで記者会見を開かれてお話をされているところでございます。

実際バーレーンに小野寺副大臣が行かれたのは、九月二十一日なのかそれより以前なのかはちょっと私今把握しておりませんが、このとき新聞の報道によりますと、副大臣がこのようにお話しになったと。つまり、司令部のオペレーションルームでは周辺海域を航行する船舶の位置を常時確認できるシステムが確立しており、海上自衛隊が給油した艦船がOEFの作戦海域外に移動すれば明確に把握できる、こういう趣旨のお話の小野寺さんからあったと。

今日は、是非この詳細を小野寺副大臣御本人からお伺いしたいと思っておりますが、今日から海外出張でいらっしゃる、こういうふうにお伺い



たので、大臣にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

このオペレーションルームで、周辺海域、インド洋、ペルシヤ湾周辺を航行する船舶の位置、常時監視できる、こういうシステムがあるということとございますが、こういうシステムがあるということの報告は、大臣は副大臣から受けていらっしゃるのでしょうか。

国務大臣（高村正彦君） 今委員が御紹介くださった範囲内ぐらいで受けております。

風間直樹君 そうですか。分かりました。

そこで石破大臣にお尋ねをしたいんですが、この連絡官、自衛官、外交官、両方の身分を持つ方ということですので、オペレーションルームで様々な連絡官が見聞された情報も、当然重要情報は大臣の下に届くシステムになっているかと、このように推察をいたします。

実は私、このバーレーンのオペレーションルームあるいは司令部について知識を持つ方に近々お話を伺う機会がございました。そこで伺った話によりますと、このオペレーションルームで明示をされる船舶の位置とその監視システム、こういったシステムの下で、恐らくそこで駐在をする連絡官は様々な情報を入力し、そして自衛隊の補給艦がどの国の何という艦船に、いつ、どの程度の量の補給を行ったか、それを随時把握をしているはずだと。それについては、特に、この質疑の問題になりました給油量の取り違え等、これも自衛隊のどの程度の方までその取り違えの量を把握をしていたかということが質疑の中で一つの問題となりましたが、それが大臣レベルまで情報が行っている可能性も十分あるのではないかと、こういう御指摘も耳にしたところでございます。

これは確認の意味で石破大臣にお尋ねをするんですが、私は、大臣がそういう情報を得ながら国会等の場で御自身が聞かれた範囲と異なる答弁をされる方だとは思っておりませんが、念のためお尋ねをさせていただきます。大臣は、この給油量の取り違えという部分については、在任中、そうした情報をあらかじめ防衛省の職員から聞いていたということとはござ

いませんでしたでしょうか。

国務大臣（石破茂君） ございません。

風間直樹君 分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

この給油に関する旧法を審議をしました際に、小泉総理がなかなか印象的な答弁をされています。平成十三年の十月五日、衆議院の予算委員会でありますが、当時自由党の中井治委員の質問に対しましてこのような答弁をされています。いろいろと知恵を出して、憲法の前文と憲法九条の間のすき間、あいまいな点があるところを、どうやって国会議員の皆さんの知恵をかりながら日本ができることをやるのかということを考えていると、今、文章どおり読みましたが、こういう発言をされています。

小泉総理がおっしゃいましたのは、憲法前文では国際貢献ということをつたっていると。一方、九条では、集団的自衛権は保有するけれども行使はできないということを政府の解釈ではしていると。そのすき間の部分でどのような形で国際貢献に対応していくかを考えなければいけないと、こういう答弁かというふうに思います。

さらに、同年十月二十三日、参議院の外交防衛、国土交通、内閣委員会連合審査会で、当時の参考人、津野参考人から、当委員会にもいらっしゃいますが、山本一太先生に対する答弁の中でこうした答えがございまして、いろいろ従来から総理がおっしゃっておられますけれども、憲法の前文と九条の間で、そういう法律的な枠組みの中で、国が新しい事態に対処するために必要な現行の法律がない部分を埋めるために今回のテロ対策特別措置法案を提出したというふうに考えておりましたと、こういう答弁でございます。

そこで、これは石破大臣にお尋ねをさせていただきますが、大臣は、この当時の小泉総理が答弁をされた、憲法の前文と九条の間のすき間、このすき間というものがあるというふうにお考えになっていらっしゃるか、それともないとお考えになっていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

國務大臣(石破茂君) これは閣僚としてお答えするのは適切かどうか分かりませんが、今、津野さんの答弁を御紹介になりました。私は、自衛隊というのは、当然、法律の根拠がなければ一メートルたりとも動きません、一発も撃てません。そうすると、すき間と言っただけは別として、海外活動、特に海外活動をします場合には、必要な根拠法が要るだろう。その前提は、集団的自衛権が行使できないということであり、当然のことながら、国際紛争を解決する手段としての武力の行使あるいは武力による威嚇であってはならない、国権の発動たる戦争はもちろんですが、そういう前提があつて、そういう前提を遵守した上でいかなる根拠法を作るかという作業、そういう意味での作業はしなければならない。

私はそれをすき間ということと表現するのは、やや私の感覚とは違つてころはございます。ただ、当時の小泉総理の御発言の真意というものを私自身十分知っているわけではございませんので、あるいは私の考え方が間違っているのかもしれないませんが、私自身すき間があるというふうには必ずしも考えていないものでございます。

風間直樹君 小泉総理がかつておっしゃった、前文がうたっている国際貢献の言わば理念とでもいったものでしょうか、日本が世界各国から信頼される国として国際社会の中でその地位を占めていきたいと、こういう部分、それと九条に記されております武力の行使はこれを認めないという、ここから集団自衛権の行使ができないという政府解釈が出てくるわけですが、私自身は率直に申し上げまして、イラクは別でありますけれども、今回のアフガンにかかわるオペレーションのような場合には、やはりこのオペレーションを日本政府としてどのような責任ある立場から担っていくのかと、こういう立場に立ちますと、やはり現行の憲法の中ではなかなかそのオペレーションを当てはめる部分というのがどこにあるかを探するのは難しいのかなと、率直にこのように思っているわけでございます。しかし、それは逆に、だからといって日本がそういう貢献をしなくていいということにはならないものと考えております。

そこで、そういう認識の下で率直に疑問を持つんですが、今このかつての津野参考人の答弁を御紹介しましたけれども、この中で津野参考人は、当時、この憲法、前文と九条の間の、小泉総理風に言つとすき間を埋めるために今回のテロ対策特別措置法を提出したと、まあ旧法であります、そういうふうにお答えになっています。

これは一般論で結構なんですが、この憲法の条文の中の、まあ足りないと言つていいんでしょうか、要するに日本が国際貢献上果たすべき物事をする上でどうも憲法の中にはそれに該当する根拠が見当たらないという場合、それを埋めるのが果たして法律でできるのかどうか、旧法でそれを埋めるということが可能であつたのかどうか、この点について外務大臣として官房長官から御答弁をお願いしたいと思います。

國務大臣(高村正彦君) 憲法で禁止されていないことを国民の意思に基づいて法律を作つて活動できるようにするということは当然できるとだと、当然だと思えます。

國務大臣(町村信孝君) ちょっと必ずしも御質問の趣旨が分からないところもありますが、累次申し上げておりますように、この給油あるいは給水活動、これは明らかに実力行使ではないんですね。自衛隊の海外における活動ではあります、実力行使ではない。したがって、これ集団的自衛権というのは、国家による実力行使についてそれが憲法に合っているか合っていないのかということが議論になるわけでありまして、実力行使でない以上、私は、集団的自衛権の問題、したがって、もう一つ言つて非戦闘地域であるということから、憲法九条とのかかわりを考える必要のない問題設定であるというふうに考えます。したがって、私も、小泉元総理のすき間という言葉には私も必ずしもなるほどなとつなずくような感じを持ってないのはそういうことなんですね。

風間直樹君 石破大臣にはるる御答弁をいただいておりますので、せっかくですから、江渡副大臣そして秋元政務官はこの点についていかがで

ざいまいしょうか。

副大臣（江渡聡徳君） お答えさせていただきますと思います。

今、両大臣の方からお話があったとおりではないのかなと、私自身もそのように思っているところがございます。あくまでも武力と一体とはならないと、そして非常に、武力の行使もするわけでもないですし、ですからこそ両大臣のおっしゃられた、であろうと、そのように思っております。

大臣政務官（秋元司君） 私も同じように、両大臣のおっしゃっていることでもいいと思っております。

風間直樹君 随分簡単な御答弁で、口にする思っていることが十分に御答弁いただけただけかどうか、ちょっとそう思いますが。

今官房長官から二つ触れていただきましたが、この給油・給水活動というのは武力行使に当てはまらないと、それからそれを行うのが非戦闘地域であると、この二つの考え方に基づけばこれは問題ないと、こういう趣旨の御発言がございました。

私、これでも法学部の出身でございますが、なかなか思考になじまない部分が今官房長官から挙げていただいた考え方の中にございまして、この非戦闘地域という概念でございます。この概念は旧法制定の際に設けられたと、こういうふうに理解をしております。非戦闘地域とは、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域と。今回の新法にもこの条文が入っているところでございます。

素朴な疑問で大変恐縮なんです、現に戦闘行為が行われていない、これは明瞭でありますね、今戦争やっていないということですから。一方の戦闘行為が行われることがないと認められる地域でございますが、これはだれがないと認めるんでありまいしょうか。その主体はだれでございまいしょうか。

これは官房長官でしようか、御答弁。

国務大臣（町村信孝君） それは日本国政府であります。

風間直樹君 そこで疑問なんです、この戦闘行為なり戦争というものは、あらかじめそれが起きそうだと予測ができることもあれば、偶発的に発生することもございます。偶発的に発生することがあるということを考えれば、将来においても戦闘行為が行われることがないと認められるということは、単に日本政府が、インド洋のこの周辺では将来にわたって、海上自衛隊が活動している期間を通じて戦闘行為は行われないうねと、様々なデータあるいは様々な情報からそう判断されると、このように認めたとしても、偶発的に起こるケースがこれは皆無とは言えないと思えますが、それがゼロ%だということを言い切れるかどうかという点について御答弁をいただきたいと思えます。

国務大臣（石破茂君） それは、世の中に100%絶対などということはどこにもないのです。それは、偶発的であれ何であれ、そういうことが100%ないなんていうことを私は思いませんし、申し上げたこともありません。ただ、そういうような状況になったとするならば、それは活動の中断、回避、指示を待つということになっておるわけでございます。ですから、そういうような地域を設定をいたしますが、そこは、仮にそういう地域になったとしますれば、それは今申し上げたような中断、回避、指示を待つというようにすることに当然移っていくわけでございます。

したがって、そういうような仕組みになっておりますから、我々の自衛隊がいわゆる戦闘地域、つまり国若しくは国に準ずる組織の間において行われる武力を用いた争い、そういうようなことにかかわるといふことは、ないような仕組みにしてあるものでございます。

風間直樹君 大臣が御想定されていますように、私自身も補給艦そのものが戦闘行為に巻き込まれる可能性と、こののはほとんどないんだらうかと、極めて小さいだらうかと、こういうふうに思っております。一方で、



冒頭お尋ねいたしましたように、イージス艦も派遣していると。これは補給艦の護衛が主目的であると。ただ、残念ながら、イージス艦の活動の全体像というのは私も国会の前にも一〇〇%はお示しいただいていない

状態でございます。

そこで、実力行使が可能な自衛隊、軍隊というものを海外に出す、そのことの意味の重さというものを踏まえてお尋ねをしますが、ゼロ%ではない、けれどももし攻撃があった場合には速やかにそこから避難をする、あるいは退避をする、この考え方はそれなりに理解ができるわけでございますが、仮に攻撃を受けた場合、これに対する反応としてはどういうことを想定されていらっしゃるんですか。つまり、何らかの武力を用いた反応をそこするのか、あるいはせずに退避をするというふうに考えていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

国務大臣(石破茂君) それは正当防衛であり緊急避難であり、あるいは武器等防護という権限を行使することは当然でございます。しかしながら、それは当然認められるものであって、そこに反撃というんですかね、そういうような自己保存以外のものが入るということは極めて考えにくい。武器等防護は九十五条の規定のとおり御理解をいただきたいと存じます。

風間直樹君 重ねて恐縮ですが、私もこういうケースには余りなじんでいないものですからお尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども。

この正当防衛、緊急避難で対応が可能であると。一義的には逃げるということなのかというふうに思うわけであります。ただ、万が一、自衛隊が逃げようと思って相手も逃がしてくるかどうか、これは保証はないわけでありまして、相手が、自衛隊艦船が避難をしながら正当防衛で応戦になる中で、万が一、これが交戦状態にならないとも限らないというふうに思うんですが、大臣はこの辺はどのように想定をいらっしゃいますか。

国務大臣(石破茂君) それは、その行為が我が国に対する武力行使というふうに法的に評価されるかどうかということに懸かってまいります。つまり、交戦状態という意味は、私よく理解はできませんが、それが我

が国として防衛出動を下令するような、すなわち、何か武器を使用します場合に、これが領空侵犯でももちろんないし、海上警備行動でもあるまいと、また治安出動でもあるまいということになるわけですね。そうすると防衛出動ぐらいいしが残らないわけでございますが、それを交戦というふうの評価をし、いろいろな関係国際諸法規が適用されるということになるという意味でおっしゃっておられるとするならば、それが我が国に対する武力の攻撃というふうに法的に評価をされるかどうかということが論理的には申し上げられるということだと思えます。

風間直樹君 ここまで細かいことをお尋ねするのもどうかと思えますが、例えば、かつて中国大陸に日本の陸軍が行っていて、そこで中国側から銃撃を受けて、それが日中戦争のそもそもの発端になったと、こういうこともあるわけでございますが、今大臣が御答弁いただいた中で、避難しつつ応戦する中で、相手国が、まあ国だと想定した場合、これは日本側から攻撃があったから我が国から応戦したと、こういうことを言わないと限らないわけでございますが、そのような場合は想定していらっしゃいますでしょうか。

国務大臣(石破茂君) それはいろんな想定はございますよ。日本が撃つたんだというようなことを向こうの方が言うかもしれませんが、私もとして、何ら、向こうから攻撃、それが国であれ国に準ずる組織であれあるいはテロリストであれ、そういうような武器の使用あるいは武力の行使が行われない限り、我々の方から撃つということにはございませぬ。それはもう徹底しておるものでございまして、向こうがそのようなことを仮に言ったとしても、それはきちんと国際社会において、私どもは自然権的な、当然憲法によって許されている自己保存というのでしょいか、そういうような武器の使用ということをしている。

ですから、今委員が御指摘のように、中国で戦端が開かれた、それはいろんな歴史的な考え方がございましょう。私どもの組織はそのようなことには間違ってもならない。それは絶対にそのようなことはあり得ない。こ

れは絶対という言葉を私はあえて使わせていただいても構わないと思っています。

風間直樹君 石破大臣が今お述べいただきましたその決意、是非防衛省内部で厳格なシビリアンコントロールを期待しまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

委員長	北澤 俊美君
理事	浅尾慶一郎君 犬塚 直史君 藤田 幸久君 佐藤 昭郎君 山本 一太君
委員	風間 直樹君 佐藤 公治君 榛葉賀津也君 白 眞勲君 藤末 健三君 牧山ひろえ君 柳田 稔君 秋元 司君 浅野 勝人君 木村 仁君 小池 正勝君 佐藤 正久君 浜田 昌良君 山口那津男君 山下 芳生君 山内 徳信君